

## 審査基準整理票

処分名	職員団体の登録		
根拠法令名	地方公務員法（昭和25年法律第261号）	(条項) 第53条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)	
基準法令名	地方公務員法	(条項) 第53条第2項から第4項まで	
所管部署	大津市公平委員会		
標準処理期間	30日	法定処理期間	30日

- 【審査基準】
- ・文書の名称【】
  - ・掲載図書等【】
  - ・内容      全部記載      一部・項目のみ記載

地方公務員法第53条第2項から第4項までの規定に適合することを基準とする。なお、同条第3項に規定する「その他これらに準ずる重要な行為」とは、他の諸団体との提携、連合、加入及び脱退、解散等をいうものとする。

**【参考】**

<根拠法令・基準法令>

地方公務員法

(職員団体の登録)

**第53条 略**

- 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 名称
  - (2) 目的及び業務
  - (3) 主たる事務所の所在地
  - (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
  - (5) 理事その他の役員に関する規定
  - (6) 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
  - (7) 経費及び会計に関する規定
  - (8) 他の職員団体との連合に関する規定
  - (9) 規約の変更に関する規定
  - (10) 解散に関する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。
- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めていた職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。
- 6～8 略
- 9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。
- 10 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもつて代えることができる。